

(別添1)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス正誤表

(下線部が訂正箇所)

箇所	正	誤
8 ページ II 用語の定義等 2. 個人識別符号 (法第2条第2項) 規則第四条引用部分	一 健康保険法施行規則 (大正15年内務省令第36号) <u>第四十七条第一項及び第二項</u> の被保険者証の記号、番号及び保険者番号	一 健康保険法施行規則 (大正15年内務省令第36号) <u>第四十七条第二項</u> の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
	十五 <u>地方公務員等共済組合法施行</u> 規程 (昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号) 第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号	十五 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> (昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号) 第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
	十六 <u>地方公務員等共済組合法施行</u> 規程第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	十六 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
	十七 <u>地方公務員等共済組合法施行</u> 規程第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号	十七 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
	十八 <u>地方公務員等共済組合法施行</u> 規程第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	十八 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
10 ページ II 用語の定義等 3. 要配慮個人情報 (法第2条第3項) 規則第五条引用部分	三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) にいう精神障害 (発達障害者支援法 (平成16年法律第167号) <u>第二条第一項</u> に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)	三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) にいう精神障害 (発達障害者支援法 (平成16年法律第167号) <u>第二条第二項</u> に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)